

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、システムエンジニアの業務に従事していた。
- 2 請求人によると、平成〇年〇月頃より、上司のB課長（以下「B」という。）から不正処理を強要され、面談時に訂正処理を求めたが、応じてもらえず、体調を崩したという。請求人は、同年〇月〇日、Cクリニックに受診し、「身体表現性障害」と診断された。
- 3 本件は、請求人が請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の病名と発病時期については、決定書理由に説示するとおり、請求人の症状の経過等に照らして、平成〇年〇月下旬頃にICD-10診断ガイドラインにおける「F45 身体表現性障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したものであると当審査会としても判断する。

(2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）のとおりである。

(3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷を検討すると、次のとおりである。

ア 請求人は、①平成〇年〇月末頃、Bから請求人が行った工数を「空き工数」で計上するように指示されたこと、②同年〇月〇日、会社の組織変更により所属課がD課からE課に異動したこと、③同年〇月上旬、上記①同様、請求人が行ったF会社のプロジェクトに係る工数を「空き工数」で計上するように指示されたこと等の出来事があり、これらによる心理的負荷が原因となって本件疾病を発病した旨主張しているため、以下検討する。

イ 上記アの①の出来事についてみると、平成〇年〇月末頃、請求人は、Bから、請求人が行った工数を「空き工数」で計上するように指示されたというものであるが、一件記録によれば、この工数とは各労働者の作業時間数を指し、請求人は同月分の工数を、「空き工数」と呼ばれる、提案段階における作業等受託したプロジェクトに人件費を計上しない場合に使用する工数を用いて、計上するよう指示されたというものである。

請求人は、当該指示が「工数の付け替え」に該当する違法なものであり、不正処理を強要された旨主張する。

この点、各会社関係者は、要旨、「請求人は、同年〇月〇日から〇月〇日ま

で体調不良により会社を休み、復帰後も同月末までは半日勤務で、翌月から通常勤務に戻ったばかりで、各会社管理者間で相談調整の上、余り負担がかからない比較的簡単な業務を捻出し、リハビリ期間として『空き工数』で作業してもらうこととした。病気休暇後のリハビリ期間の作業について、『空き工数』で計上することは慣例的に行っている。」と述べ、さらには、「そもそも、『工数の付け替え』が問題になるのは、プロジェクト間で付け替えるような利益操作の場合であって、『空き工数』のまま計上することは『工数の付け替え』に当たらず、コンプライアンス違反等の不正処理に該当しない。」旨述べている。

請求人は、当該出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「業務に関連し、違法行為を強要された」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当する旨主張するも、上記事情に鑑みると、「空き工数」について、請求人とB等会社側の考え方に相違が生じたものとみるのが妥当であり、同別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当てはめて検討したところ、特段、周囲からも客観的に認識されるような対立が上司との間に生じていたことも認められず、決定書理由に説示するとおり、当該出来事は、業務をめぐる方針等において、上司等との考え方の相違が生じたものの、客観的にはトラブルとはいえないものであり、当審査会としても、その心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

ウ 上記アの②の出来事について、一件記録によれば、会社の組織変更に伴い、請求人は、平成〇年〇月〇日、会社G事業部H部D課からE課に配置転換されたことが認められるところ、当該出来事を認定基準別表1の具体的出来事「配置転換があった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみて検討すると、請求人自身が、要旨、「関わるプロジェクトは変わったが、仕事の内容は同じでした。」と述べ、また、各会社関係者も、「配置転換後も請求人の仕事内容に変わりはない。」と同旨を述べるとともに、「請求人は、仕事を普通にこなしていた。」とも述べていること等に鑑みると、請求人の配置転換後の業務は、既に経験した業務と変わりはなく、容易に対応できるものであり、変化後の業務の負担は軽微であったと認められることから、決定書理由に説示するとおり、当審査会としても、その心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

エ 上記アの③の出来事は、平成〇年〇月上旬、請求人は、Bから、請求人が行ったF会社のプロジェクトに係る工数を「空き工数」で計上するように指示され、これが「工数の付け替え」として不正処理に該当すると考えた請求人が、後日、訂正処理を求めたにも関わらず、Bに応じてもらえなかったというものである。

この点、各会社関係者は、上記イのとおり、「空き工数」で計上すること自体は、「工数の付け替え」には当たらず、コンプライアンス違反等の不正処理に該当しないことを前提に、当該「空き工数」による計上については、要旨、「請求人に『空き工数』を指示した分は、プロジェクト契約が確定しておらず、会社では、このような準備期間中の作業を『空き工数』に計上する取扱いを、これまでも一般に行っていたものであり、『工数の付け替え』には当たらない。」と述べている。

当審査会としても、当該出来事について、上記②と同様に認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当てはめて検討したところ、決定書理由に説示するとおり、B等会社側との考え方と相違は生じたものの、結果として、請求人はBの指示に従っており、客観的にはトラブルとはいえないものであり、その心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

(4) 以上のとおり、請求人が主張する業務による心理的負荷をもたらす出来事は、その総合評価が「弱」となる出来事が3つであるから、その心理的負荷の全体評価は「強」には至らず、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないものである。

(5) このほか、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。